

第 64 回国民体育大会関東ブロック大会 宿泊要項

1 趣 旨

第 64 回国民体育大会関東ブロック大会（以下「大会」という。）開催の趣旨を踏まえ、大会に参加する選手、監督、都県選手団本部役員、視察員、競技会役員、競技役員、及び報道関係者等（以下「大会参加者」という。）の宿泊に関し必要な事項を定める。

2 方 針

第 64 回国民体育大会関東ブロック大会千葉県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）は、関係機関・団体の協力を得て、大会関係者の宿泊について万全を期する。

3 宿泊業務取扱機関名

株式会社 J T B 首都圏 法人営業千葉支店（以下「J T B」という。）
〒 2 6 0 - 0 0 4 5 千葉市中央区弁天 1 - 1 5 - 3 大宗北口ビル 6 階
T E L 0 4 3 (2 9 0) 8 3 5 8
F A X 0 4 3 (2 9 0) 8 6 1 4

4 業務の実施

- (1) 県実行委員会は、大会関係者に係わる宿泊業務を円滑かつ効果的に実施するため、千葉県内広域配宿及び隣接都県も含め、集中的に処理することを目的とし、J T B にその業務を委託する。
- (2) J T B は、県実行委員会と協議の上、関係者の宿泊が円滑かつ効果的に行われるよう業務を遂行する。
- (3) 宿泊に関するトラブル等が生じた場合は、県実行委員会と協議の上、J T B が調停・斡旋を行うものとする。

5 宿舍の選定及び確保

- (1) 大会参加者の宿泊は、旅館等（旅館業法の許可を受けた営業を行うホテル、旅館及び簡易宿泊所をいう。）を利用するものとする。
- (2) 風紀上及び衛生上支障があると認められる場合は利用しない。

6 配 宿

- (1) 選手、監督の宿舍は、環境、競技会場及び練習会場等までの交通状況並びに都県別、競技種目別及び男女別を考慮して配宿する。
- (2) 競技会役員及び競技役員の配宿は、できる限り同一又は近隣の宿舍とする。
- (3) 1 人の宿舍に要する広さは、 3.3 m^2 (2 畳) 以上とする。
- (4) 指定された宿舍の変更は、原則として認めない。